

# 非資金的支援による団体の能力強化について

令和 4 年 10 月 12 日  
内閣府 休眠預金等活用担当室

# 目次

■ 非資金的支援に対する要望	P.1
■ 対応案	P.2
■ イメージ図① 資金中心の現行支援体系に、人材・情報による支援を追加	P.3
■ イメージ図② 休眠預金等活用事業への参入支援	P.4
■ 参考 中間支援組織による非資金的支援	P.5

## 現行

- 現行制度は資金的支援を主軸とした体系。非資金的支援は法律上明記されておらず、資金的支援を効果あらしめるものとして実行上実施。
- 主な非資金的支援としては、指定活用団体→資金分配団体→実行団体の各段階で、プログラムオフィサー（PO）による伴走支援を実施。

## 経緯

- 制度創設時は、能力・人材を備えた団体が相応に存在することを前提として、資金的支援に主眼。
- その後、NPO等の人材の育成、組織基盤強化、ネットワーク形成等の必要性が認識されるようになり、非資金的支援へのニーズが高まる。

## 現場（資金分配団体）の声

- 現地視察・ヒアリングでは、POによる伴走支援が有用との意見が多数。【資金分配団体】
- 資金配分を伴わない中間支援活動にも休眠預金の活用を求める強い意見あり。

## 課題

- 実行上実施されている非資金的支援を制度に位置づけることが必要ではないか。
- 資金配分を伴わない中間支援活動にも休眠預金を活用することについて、どう考えるか。
- 公募に対する応募団体の少なさをどう改善していくか。

## 対応案

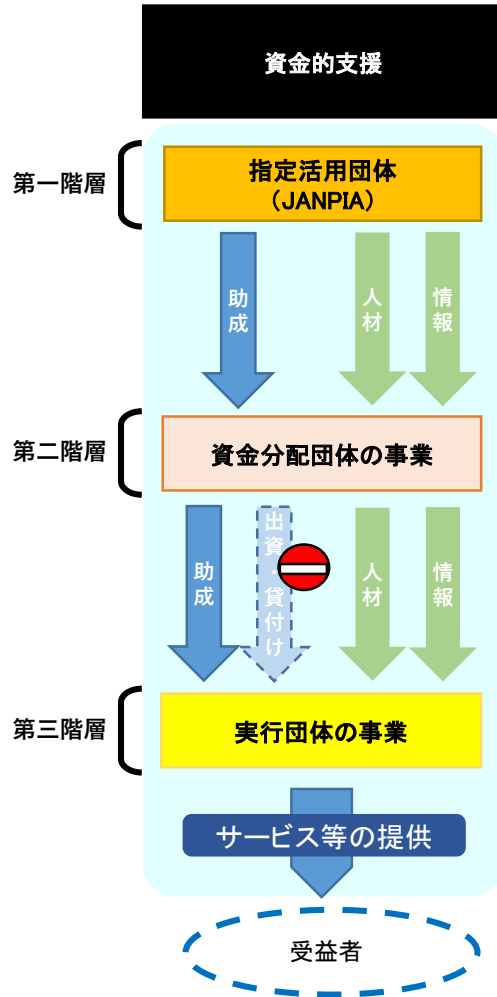
- 資金的支援を主軸とする現行の支援体系に、人材・情報面からの支援を追加し、これを法律に位置づける。【法律改正】
- 資金配分を伴わない中間支援活動であって、将来の休眠預金活用事業への参入に資する事業も、支援体系の第二階層に位置づけて支援することとする。【法律改正】

# イメージ図① 資金中心の現行支援体系に、人材・情報による支援を追加

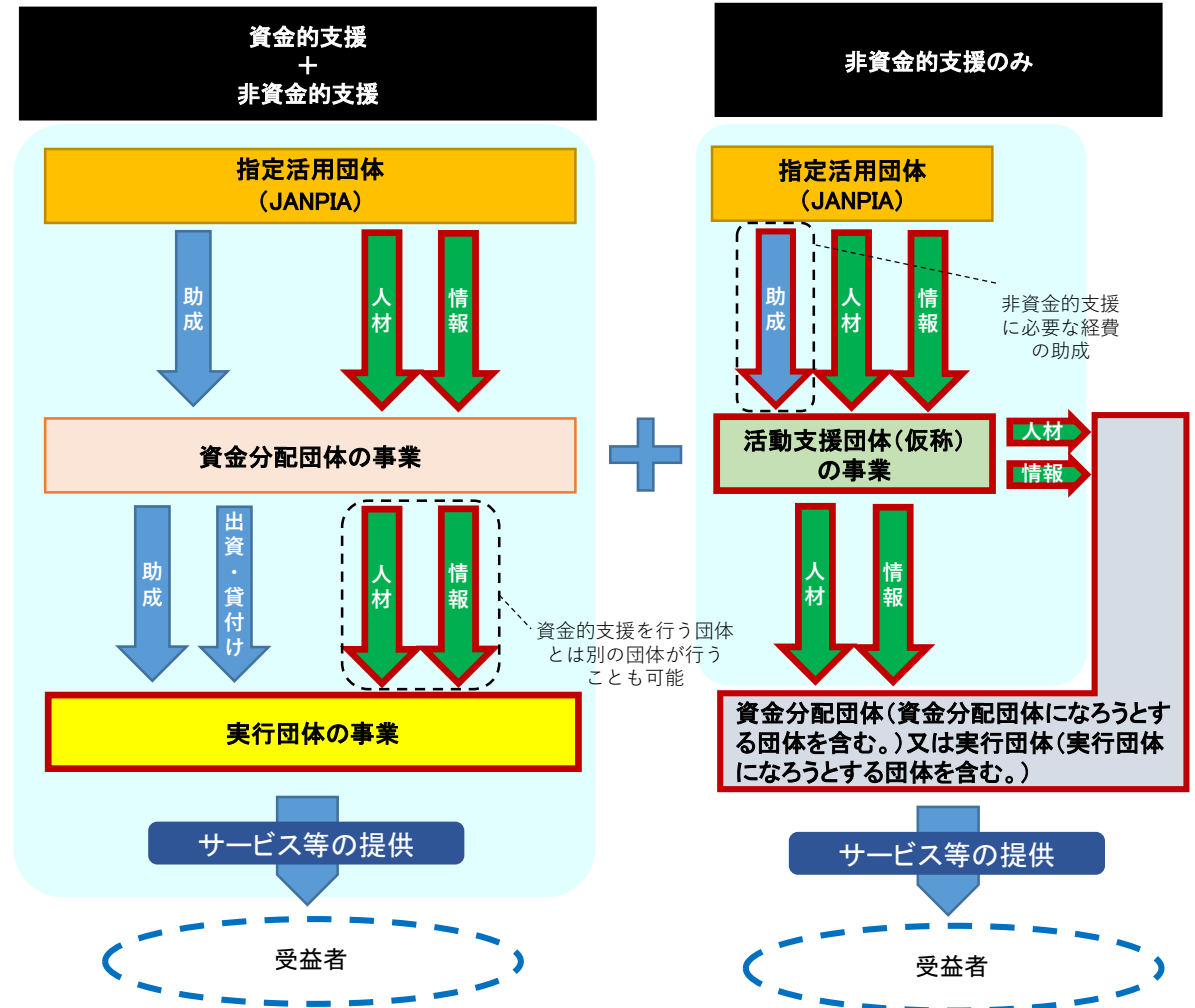
(注1) **赤枠**は、法律で明確化する部分

(注2) **水色網掛け**は、監督を行う範囲

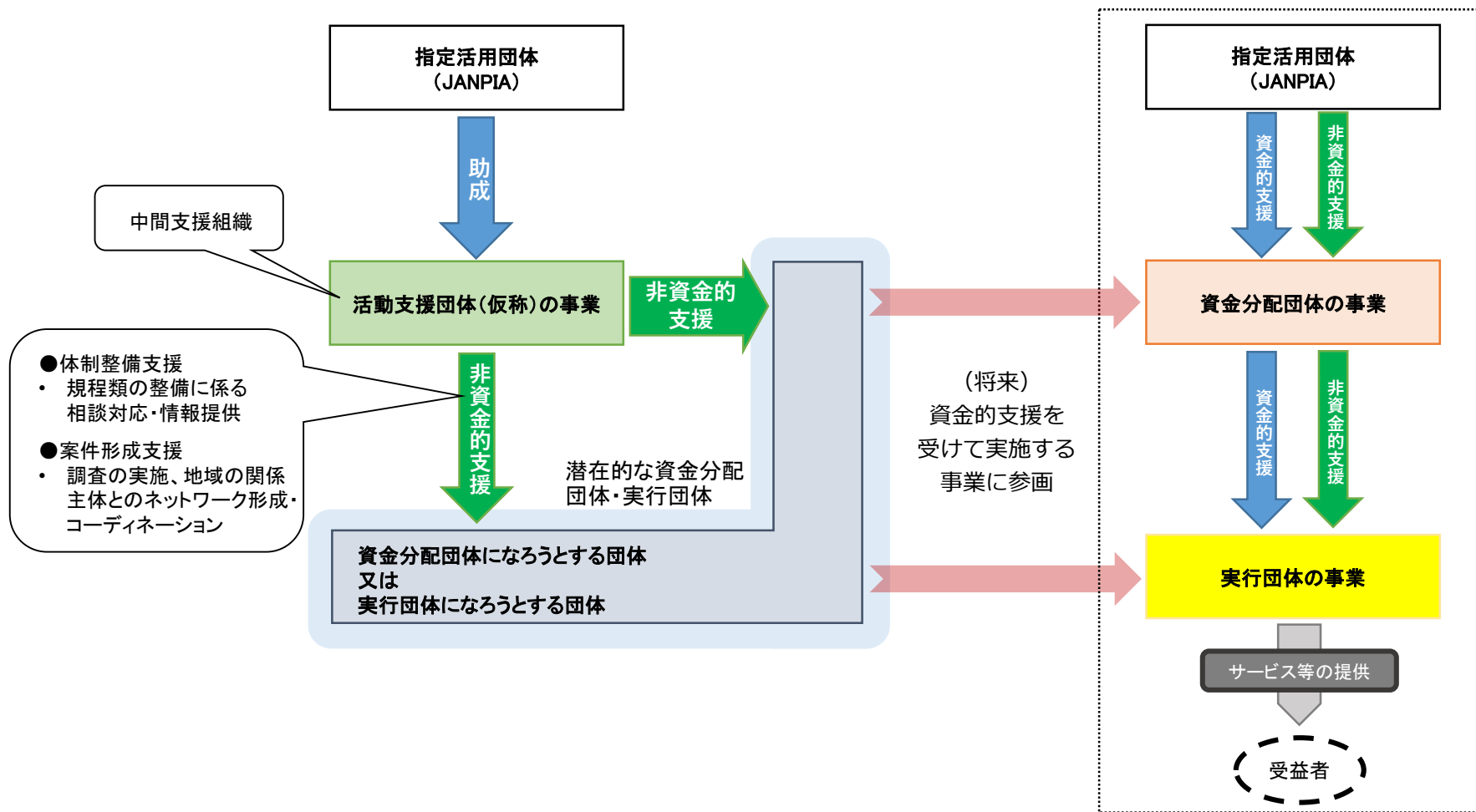
## <現状>



## <見直し後>



# イメージ図② 休眠預金等活用事業への参入支援



## 組織基盤整備

NPO等の組織の設立・運営（規程類の整備、経営戦略等）、人材育成・労務管理、資金管理等への支援

## コーディネーション

中間支援組織はNPO・行政・企業とのネットワークのハブを形成。被支援団体をこのネットワークに新たにリンクさせることで、情報・物資・資金といったリソースの移動を容易化

